

宮監査発第27号
令和4年12月2日

宮代町長 新井康之様

宮代町監査委員 新祖章

宮代町監査委員 金子正志

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を下記のとおり提出する。

記

1 監査実施日及び監査対象

実施日	対象
10月19日（水）	産業観光課
10月28日（金）	まちづくり建設課（上下水道室）
11月1日（火）	総務課、住民課、子育て支援課
11月2日（水）	議会事務局、福祉課、教育推進課
11月9日（水）	企画財政課、環境資源課、まちづくり建設課、税務課
11月25日（金）	会計室、町民生活課、健康介護課

2 監査方法

令和4年度事業の実施状況等について、事務が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、提出された資料を基に担当職員から説明を受け、質疑応答形式により実施した。

3 監査事項

▼全課室局（上下水道室を除く。）

（1）歳入確保のための取組みについて

- (2) 歳出削減のための取組みについて
- (3) 住みよい環境づくり及び町民サービス向上に向けた取組みについて
- (4) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (5) 滞納整理及び債権管理並びにこれらに係る各課室間の連携について
- (6) 一者随意契約の内容とその理由について（10万円以上）
- (7) 補助金の執行状況について
- (8) 令和4年度重点事業及び新規事業の進捗について
- (9) 第5次総合計画前期実行計画に掲げられた事業の進捗について
- (10) 町内業者への発注状況について

▼上下水道室

- (1) 歳出削減のための取組みについて
- (2) 住みよい環境づくり及び町民サービス向上に向けた取組みについて
- (3) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (4) 県内同規模自治体との経営状況、事業概況の比較分析について
- (5) 近隣市町との上下水道料金の比較分析について
- (6) 固定資産管理台帳について
- (7) 施設の更新計画について
- (8) 企業債の償還状況について
- (9) 有収率向上のための取組みについて
- (10) 一者随意契約の内容とその理由について（10万円以上）
- (11) 町内業者への発注状況について

4 監査結果

監査事項について審査したところ、いずれの事務事業においても、概ね適正かつ効率的に行われており、順調に実施されていると認める。しかしながら、補助金の交付等にあって、次のとおり、本来交付要綱等に定めておかなければならない規定が定められていないものが少なからず見受けられた。これらについては、今後の改善が必要と認められる。

○宮代町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年宮代町規則第7号）を包括的に適用する規定

○関係書類の整備、保管等（保管年限も含む）に関する規定